

総行政第 238 号
総税市第 87 号
平成 29 年 10 月 27 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿
各都道府県地域の元気創造担当部長
各都道府県地域の元気創造市区町村担当部長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び
地域への移住・定住の推進について

ふるさと納税については、今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。

このような観点を踏まえつつ、それぞれの地域において経済を再生させ、「人」「もの」「仕事」の好循環を生み出していくために、新たに総務省として、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げることといたしました。

今般、平成 30 年度に開始されるこれらのプロジェクトの推進に当たり、下記のとおりプロジェクトの概要や財政支援措置等についてお知らせしますので、貴職におかれましては、貴団体においてこれらのプロジェクトを積極的に活用いただくとともに、域内市区町村に対して適切な助言・支援をお願いします。

総務省としても、今後、各地方団体における両プロジェクトの実施意向状況等を適宜、把握する予定です。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 「ふるさと起業家支援プロジェクト」について

(1) 目的

地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。

また、ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

(2) 概要

地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助（資金提供）を行う。

起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。

総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等を行う場合に特別交付税措置を講じる予定である。

(3) 具体的な事務の進め方

① プロジェクトを周知するとともに、起業家を募集【地方団体】

※ 起業家の募集にあたっては、ウェブサイトや広報誌等において呼び掛けるだけでなく、これまでの各団体における産業支援施策での知見を活かしつつ、個別に起業を志す者の掘り起こしを行うなどの取組が効果的であると考えられる。また、事業分野を限定せずに募集する方法のほか、地域の課題解決に資する事業分野を示して募集するなど、事業分野を限定して募集する方法も考えられる。

② 事業内容及び「支援先の事業に継続して関心を持って貰うための工夫（※）」の内容を地方団体に提案【起業家】

※ 実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合っていただく。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。（なお、事業報告については必ず行うものとする。）

③ 提案のあった起業家の事業について審査【地方団体】

※ 事業審査については、外部有識者を交えて行うことが考えられる。審査項目としては、事業の公益性や採算性、地域の課題解決への寄与度、定期的なふるさと未来投資家への事業報告の有無、自社製品の送付等がふるさと納税の趣旨に沿ったものであるか等が考えられる。また、地方団体は、審査を経て起業支援の対象となった起業家に対し、事業内容の充実に係る指導・助言、研修等を実施することが効果的であると考えられる。

④ 審査を経て支援対象となった起業家の事業について、クラウドファンディング型のふるさと納税として、クラウドファンディングサイトやふるさと納税ポータルサイト等を通じてふるさと納税を募集【地方団体】

※ 募集にあたっては、

- ・募集期間
- ・目標金額を設定する場合は目標金額や目標金額に達しない場合の取り扱い
- ・事業に継続して関心を持っていただくための工夫内容
- ・地方団体が上乘せして補助することとしている場合はその旨

・ふるさと未来投資家の個人情報起業者へ提供する場合はその旨を明らかにすること。

なお、今後、総務省において、本プロジェクトに係る「特設サイトの開設」や案件の掘り起こし等について協力していただけるクラウドファンディングサイト及びふるさと納税ポータルサイトの運営事業者(以下、「協力事業者」という。)の情報をとりまとめて、追って各地方団体へ周知する予定である。

⑤ 応援したい起業者(事業)を選択してふるさと納税【ふるさと未来投資家】

⑥ ふるさと納税を財源に起業者へ補助

あわせて、ふるさと納税を財源に補助する金額に上乗せして各地方団体が独自に補助を行う場合には、当該補助の実施【地方団体】

※ 地方団体が、ふるさと納税を財源として補助する金額に上乗せして補助する(いわゆるマッチングギフト的な補助)。地方団体として、当該起業者を支援する意思を明確にすることにより、起業者にとってはふるさと未来投資家の支援のみに頼ることなく、より円滑に必要な資金を調達できること、ふるさと未来投資家にとっては対象事業について地方団体としても支援の意思があることがわかりやすく、対象事業に対する自らの支援がより大きな効果を生み出すことを実感できると考えられる。(当該上乗せ補助に対しては、特別交付税措置を下記(4)(5)のとおり講じる予定であるので、積極的にご活用いただきたい。)

⑦ 調達した資金を用いて事業を実施するとともに、「支援先の事業に継続して関心を持ってもらうための工夫(前記②参照)」を実施【起業者】

⑧ 地方団体からの補助に係る事業報告を地方団体へ行う【起業者】

⑨ ウェブサイトや広報誌等においてふるさと納税の活用状況を公表【地方団体】

(4) 起業者への上乗せ補助に対する特別交付税措置

① 対象団体

都道府県、市区町村

② 対象経費

ふるさと未来投資家が起業者(事業)を特定してふるさと納税を行う場合に地方団体がふるさと納税を財源に当該起業者へ補助する金額(以下、「ふるさと納税を財源に補助する金額」という。)に上乗せして、地方団体が起業者に対して事業立ち上げの初期投資費用(施設整備費、機械装置費、備品費)を補助する場合における当該補助に要する経費。

ただし、1事業当たりの対象経費の上限は、ふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲とする。

※施設整備費、機械装置費、備品費の具体例

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費（用地取得費を除く）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費

③ 措置内容

上記対象経費×措置率0.5×財政力補正

（1事業あたり対象経費の上限は、ふるさと納税を財源に補助する金額又は2,500万円のいずれか少ない額）

(5) 起業家から提案される事業の審査等に要する経費に対する特別交付税措置

① 対象団体

都道府県、市区町村

② 対象経費

クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業立ち上げの初期投資費用について地方団体から補助を受けようとする起業家に係る以下の経費を対象経費とする。

- ・ 起業家が提案する事業について審査を行う外部有識者への報酬等
- ・ 起業家の募集

ただし、地方団体から起業家への補助は、対象経費に含まないこととする。

③ 措置内容

上記対象経費×措置率0.5×財政力補正

2. 「ふるさと移住交流促進プロジェクト」について

(1) 目的

過疎地域等をはじめとする地方圏では、著しい高齢化や人口流出に伴い、地域づくりの担い手不足の課題に直面しており、ふるさと納税の仕組みを活用して移住交流を推進する。

ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

(2) 概要

地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、移住交流促進事業を実施する。

寄附者は移住などに一定の関心を持っている者であると考えられるため、地方団体は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行うとともに、さらに寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開する。

総務省は、地方団体の移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置等により支援する。

(3) 具体的な事務の進め方

① 移住交流の促進に資する事業（※1）について、クラウドファンディング型のふるさと納税として、クラウドファンディングサイトやふるさと納税ポータルサイト等を通じて募集（※2）【地方団体】

※1 事業内容について地方団体の創意工夫を図っていただき、納税者の共感を呼べるよう、事業の趣旨や内容をわかりやすく示してふるさと納税を募集することが有効である。なお、具体的には、空き家や古民家の再生による移住者向け住宅等の整備、新規就業者・新規就農者のための環境整備が考えられる。

※2 募集にあたっては、

- ・募集期間
- ・目標金額を設定する場合は目標金額や目標金額に達しない場合の取り扱い
- ・ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を明らかにすること。

なお、今後、総務省において、本プロジェクトに係る「特設サイトの開設」等について協力していただける事業者の情報をとりまとめて、追って各地方団体へ周知する予定である。

② 応援したい事業を選択してふるさと納税【ふるさと未来投資家】

③ ふるさと納税を財源に移住交流の促進に資する事業（前記①参照）を実施【地方団体】

④ ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行う【地方団体】

※ 人口減少、少子高齢化が進む中で、長期的に移住・定住人口の増加を目指すためには、まずはその地域と様々な形で関わる地域外の方々（いわゆる「関係人口」）を増やすことが重要であると考えられる。

そうした観点から、本プロジェクトにおいてふるさと納税をしていただいた方は、その地域に少なからず関心を寄せている方であるので、定期的な事業報告や広報誌の送付、「ふるさと未来投資家」としての証書の発行や公共施設利用における優遇、ホームカミングデー（ふるさと未来投資家が一堂に会し、まちづくりの意見交換）への招待などの取組を行うことが効果的であると考えており、各地方団体において積極的に創意工夫を図っていただきたい。（ふるさと納税を

きっかけとした継続的なつながりを持つ取組に対する財政支援については、下記（４）のとおり検討中。）

⑤ 寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開【地方団体】

※ 寄附者は、地方団体を支援したい気持ちがあり、潜在的な移住希望者の可能性があることから、寄附者を含めて移住・定住対策の取組を展開していくことが効果的である。（移住・定住対策に対する特別交付税措置については、下記（５）のとおり。）

⑥ ウェブサイトや広報誌等においてふるさと納税の活用状況を公表【地方団体】

（４）ふるさと未来投資家との継続的なつながりを持つ取組を行うモデル団体への財政支援（検討中）

ふるさと納税をきっかけとしたふるさと未来投資家との継続的なつながりを持つ取組については、いわゆる「関係人口」が持つ、「ふるさと」の地域づくりに貢献したいという想いを継続的に受け止める仕組みの構築に向けたモデル団体への財政支援として、平成 30 年度概算要求において「地域との関わり創出事業」を新規要求している。

（５）移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置

地方団体における移住・定住対策の取組に要する経費については、「地方自治体の実施する移住・定住対策の推進について」（平成 27 年 12 月 14 日付け総行応第 379 号）において既に通知しているとおり、特別交付税措置が講じられている。

特別交付税措置の対象事業は、同通知において、「当該地域への移住・定住を推進するために実施される移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施や受入地域における移住者の受入環境の整備、移住希望者に対する情報提供・相談対応等や移住者の定住・定着に向けた支援」とされている。

※ 特別交付税措置の対象経費等の詳細は、「地方自治体の実施する移住・定住対策の推進について」（平成 27 年 12 月 14 日付け総行応第 379 号）を参照すること。

3. 個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、各地方団体における個人情報保護条例に基づき、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。

特に、寄附者の同意なしに寄附者の個人情報を起業家へ提供すれば、第三者への目的外提供に該当するおそれがあることから、事前に寄附者の同意を求めるなど個人情報保護条例に基づく必要な対応を行うこと。

4. 今後の予定等

平成 29 年 11 月 6 日 総務省説明会（別途開催通知を発出）

11 月以降 各地方団体において

- ・協力事業者との打ち合わせ
- ・関連予算の確保
- ・プロジェクトの周知・募集
- ・起業家の掘り起こし
- ・事業審査 等

平成 30 年 4 月 1 日 プロジェクト開始

※ポータルサイト上の「特設サイト」の開設及びふるさと納税の募集開始は原則として 4 月 1 日開始を想定。（ただし、4 月 1 日以降に開始する事業も可。）